

受動喫煙防止対策セミナー

～知ってます？この4月から飲食店は、「原則屋内禁煙」ですよ～

法律の改正、大阪府条例の制定により2020年4月より喫煙ルールが大きく変わります。多くの人が利用する全ての施設において、喫煙のためには各種喫煙室の設置が必要となります。本セミナーでは大阪府の担当職員が法律、条例の内容から補助金まで説明します。飲食店の方はもちろん、多くの人が利用する施設運営者全ての方にご参加いただける内容となります。

店内でたばこを吸う場合は、**専用の喫煙室**の設置が必要です。

経営規模の小さい既存飲食店は喫煙か禁煙かを選択できます。

(喫煙を選択する場合は**届出**が必要です。)



セミナー内容

①健康増進法改正について

原則室内禁煙となり、喫煙は専用の各種喫煙室のみとなります。施行後に施設を喫煙可能にするためにはお店のタイプによって設置可能な喫煙室が異なります。

②大阪府受動喫煙防止条例について

改正法に加えて、従業員を雇用する飲食店は客席面積に関わらず原則屋内禁煙に努める(2022年)、30㎡～100㎡の飲食店は原則屋内禁煙(2025年)などの府独自の取組を説明します。

③喫煙室を設置する飲食店への支援について

～国の支援策～

喫煙室の設置などに係る経費※の3分の2(上限100万円)を助成します。

※工費、設備費、備品費、機械装置費など

～大阪府の支援策～

大阪府の条例の規制対象となる飲食店を対象にした助成金です。国助成金の活用を前提に、喫煙室の設置などに係る経費の4分の3(上限300万円)を補助します。

会場：摂津市商工会（摂津市南千里丘4-35-3F）

参加費：無料 ※1Fの駐車場は有料です。

定員：40名（申込み先着順）

申込方法：下記申込書に記入しFAXにてお申込ください。

開催日時：2020年2月10日（月）14：00～15：00

内容の一部を変更することがあります。

講師：大阪府担当職員

問合せ先：摂津市商工会（TEL：06-6318-2800）



共催 摂津市商工会・公益財団法人 大阪産業局・摂津市

申込書 FAX 06-6318-2555 【摂津市商工会宛】
(QRコードからも申し込み可能です)

申込期限
2/6 (木)

事業所名		参加者名	
住所			
TEL		FAX	



※ご記入いただきました個人情報は本セミナー開催の目的のみに使用いたします。